

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県病院事業の設置等に関する条例		
条 例 番 号	昭和 41 年神奈川県条例第 49 号	法 規 集	第 8 編第 8 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	病院事業庁病院局県立病院課		
条 例 の 概 要	県民の健康保持に必要な医療を提供するための病院事業の設置について定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	病院事業は、県民の健康保持に必要な医療を、企業の経済性を発揮しつつ提供するために設置するものであり、現在でも必要性が認められる。 この条例は、地方公営企業法に基づき必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	この条例に基づき設置される病院により県民の健康保持に必要な医療が提供されており、有効であるが、医療環境や経営状況に応じた柔軟で弾力的な病院経営を行うため、足柄上病院など 6 病院について、平成 22 年度から地方独立行政法人神奈川県立病院機構を設立し、経営することとしている。	平成 20 年度実績 入院延患者数 546, 119 人 外来延患者数 737, 445 人 病院事業収益 49, 966, 473 千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	地方公営企業法の全部を適用することにより、効率的な経営がなされているが、医療環境や経営状況に応じた柔軟でより弾力的な病院経営を行うため、足柄上病院など 6 病院について、平成 22 年度から地方独立行政法人神奈川県立病院機構を設立し、経営することとしている。また、指定管理者による管理を行っている汐見台病院については、利用料金制度の導入を検討する。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「地域における保健・医療体制の整備」を掲げる神奈川県力構想及び「多様な公的サービスの担い手の活用」を掲げる行政システム改革基本方針に適合している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	地方公営企業法の規定に基づいた条例であり、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	地方独立行政法人神奈川県立病院機構の設立及び汐見台病院に利用料金制度の導入に伴い、改正を検討する必要がある。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>